

令和4年度 第1回 田村市地域包括支援センター運営協議会  
及び田村市地域密着型サービス運営委員会 次第

日 時 令和4年7月13日(水)  
午後1時30分～  
場 所 田村市役所301会議室

委嘱状交付

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介及び職員紹介

4. 役員改選

会 長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

5. 協議事項

(1) 令和3年度事業報告について

- ①田村市地域包括支援センター事業報告(田村市地域包括支援センター)
- ②地域支援事業報告(高齢福祉課)

(2) 地域包括支援センターの増設について(高齢福祉課)

(3) 令和4年度事業計画について

- ①田村市地域包括支援センター事業計画(田村市地域包括支援センター)
- ②田村市ふねひき地域包括支援センター(仮)事業計画(案)(地域包括支援センター開設準備室)
- ③地域支援事業計画(高齢福祉課)

(4) 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者(案)について

(5) その他

6. そ の 他

7. 閉 会

## 令和3年度田村市地域包括支援センター事業報告

## I 事業計画基本視点

全国的に、少子高齢化が急速に進む中で、田村市においても単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者の増加が深刻な課題となってきた。介護や生活支援のニーズが高まる一方、その担い手となる介護の専門職だけで支えることが困難な状況となっており、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となっている。高齢者が尊厳を保ちながら、できる限り自立した生活をおくることができるように、「自助・互助・共助・公助」の考え方を踏まえ地域共生社会実現・総合相談体制整備を視野に入れ、田村市高齢福祉計画・第8期田村市介護保険事業計画に基づいた業務推進を行う。

## II 職員配置状況

職種	人数	備考
看護師（保健師に準ずる者）	1	
社会福祉士	5	
主任介護支援専門員	2	
介護支援専門員	1	
保健師	1	令和2年10月採用

## III 活動計画

## 1. 包括的支援事業

## 1) 認知症総合支援事業【重点業務】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、新オレンジプランに基づき、認知症の状態にあわせた支援体制づくりを行う。

## ①認知症地域支援推進員の配置（4名）

## ●活動実績

内容	回数	備考
認知症サポーター養成講座	10	サポーター数 132名
高齢者おかえり支援事業新規登録者数	13	登録者実数33名
おかえりねっと模擬訓練	6	認サポと併催（参加者58名）
ふれあいカフェ「ひまわり」	10	大越町ふるさと館（参加者延べ57名）
認知症サポーターステップアップ講座	1	市役所（参加者14名）

## ②認知症初期集中支援チーム員配置（2名）

### ●活動実績

内 容	件数
認知症相談件数（件）	20件
医療・介護サービスにつながったケース	9件
チーム員会議回数	0回

## 2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続して行くことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切な保健・医療・福祉サービス・制度の利用につなげる支援を行う。

### ●新規総合相談件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度
242件	282件	261件

### ●新規総合相談内訳

内 容	件数
介護及び制度に関すること	171
生活全般に関すること	21
認知症に関すること	25
医療に関すること	24
施設入所に関すること	6
その他	14

## 3) 権利擁護業務

認知症や精神疾患、身体的能力の低下等により、権利が侵害されている高齢者が、尊厳のある生活が続けられるように支援する。

### ●権利擁護相談内容内訳

内 容	件 数	備 考
虐待相談件数	8件	虐待と認定7件、分離支援2件
虐待個別ケア会議開催	24回	継続事例も含む
消費者被害の相談対応	0件	

●成年後見制度に係るネットワーク中核機関活動状況

- ①相談対応 2件
- ②介護、障がい者施設職員を対象とした研修会を開催
- ③市が開催する田村市虐待等防止・権利擁護連絡会に協力
- ④成年後見制度中核機関意見交換会（web）に参加 2回

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、包括的・継続的なケアの体制構築を図る。また、地域における介護支援専門員のネットワーク構築への支援や支援困難事例等への指導・助言を行う。

●連携会議等の開催及び出席状況

内 容	回 数	備 考
介護支援専門員との定例会開催	2	研修・行政説明など
認知症対応型グループホーム ・小規模多機能型運営推進会議参加	9	グループホーム 10か所 小規模多機能型 2か所
民生児童委員定例会に参加	2	都路町、船引町
一人暮らし会食会に参加（社協主催）	0	コロナのため中止
老人クラブ・その他出前講師	3	

5) 地域ケア会議推進事業

フォーマル・インフォーマルの多様な関係者が協同し、地域全体で支援していくしくみづくりや、ケアマネジャーのサポートを行う。又、個別ケア会議で検討された地域課題から、資源開発、政策形成につなげる。

●連携会議等の開催及び参加状況

内 容	回 数	備 考
困難事例個別ケア会議開催	25回	継続事例も含む
地域包括ケア推進担当者会議開催	2回	
自立支援型地域ケア会議参加（市開催）	14回	事例提出
都路地区支援者会議参加（市主催）	8回	

## 6) 医療介護連携事業

在宅医療と介護が一体的・効果的に提供できるようなシステムが構築できるように、関係機関・各専門職との連携を図る。

### ●連携及び参加状況

内 容	回 数	備 考
市内医療機関・薬局訪問実施	全域	随時実施
医師会・歯科医師会・薬剤師会等研修会に参加	0回	
公立小野町地方総合病院モニター会議参加	0回	未開催

## 2. 介護予防・日常生活支援サービス事業

### 1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態となることをできるかぎり防ぐために、その心身の状況に応じて、主体的・包括的にサービス等が利用できるように支援する。

### ●要支援1・2、事業対象者のサービス利用者実数

	令和元年度 (R2. 3. 31 現在)	令和2年度 (R3. 3. 31 現在)	令和3年度 (R4. 3. 31 現在)
介護予防サービス利用者数	337	352	321
包括担当	207	217	214
居宅介護支援事業所へ委託	130	135	107
委託率	39%	38%	33%

### ◎上記サービス利用者実数請求内訳

#### ●介護予防支援

※要支援認定者で、予防給付のみ利用する場合

要支援認定者で、予防給付と総合事業を利用する場合

ケアプラン作成件数（実数）（令和4年3月31日現在）

	認定	包括作成（実人数）	委託（実人数）
介護予防支援 ケアマネジメント	要支援1	30	15
	要支援2	61	50
	総 数	91	65

●介護予防ケアマネジメントA

※要支援認定者・事業対象者で、①訪問型サービス（従前相当の訪問介護）・②通所型サービス（従前相当の通所介護）・③通所型サービスC（短期集中型予防サービス）のみを利用する場合、もしくは①～③のサービスとその他のサービスを併用する場合。

ケアプラン作成件数（実数）（令和4年3月31日現在）

	認定	包括作成（実人数）	委託（実人数）
介護予防 ケアマネジメント A	要支援1	30	12
	要支援2	60	29
	事業対象者	25	1
	総数	115	42

●介護予防ケアマネジメントB

※要支援認定者・事業対象者で訪問型サービスB（隣隣サポーター）・通所型サービスB（地域住民主体の通所型サービス）・訪問型サービスD（移動支援サービス）のみ利用する場合。

ケアプラン作成件数（実数）（令和4年3月31日現在）※現在委託無し。

	認定	包括作成（実人数）
介護予防 ケアマネジメント B	要支援1	4
	要支援2	2
	事業対象者	1
	総数	7

●介護予防ケアマネジメントC

※要支援認定者・事業対象者で、初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施した場合。（現在、一般介護予防事業のみ（通所型サービス終了後3カ月経過時に、モニタリングを実施した場合）

ケアプラン作成件数（実数）（令和4年3月31日現在）※現在委託無し。

	認定	包括作成（実人数）
介護予防 ケアマネジメント C	要支援1	0
	要支援2	1
	事業対象者	0
	総数	1

## 2) 生活支援体制整備事業

地域課題や個々のニーズに合わせた適切なサービスが包括的・効率的に提供されるしくみづくりを行う。(介護予防・日常生活総合支援事業の充実)

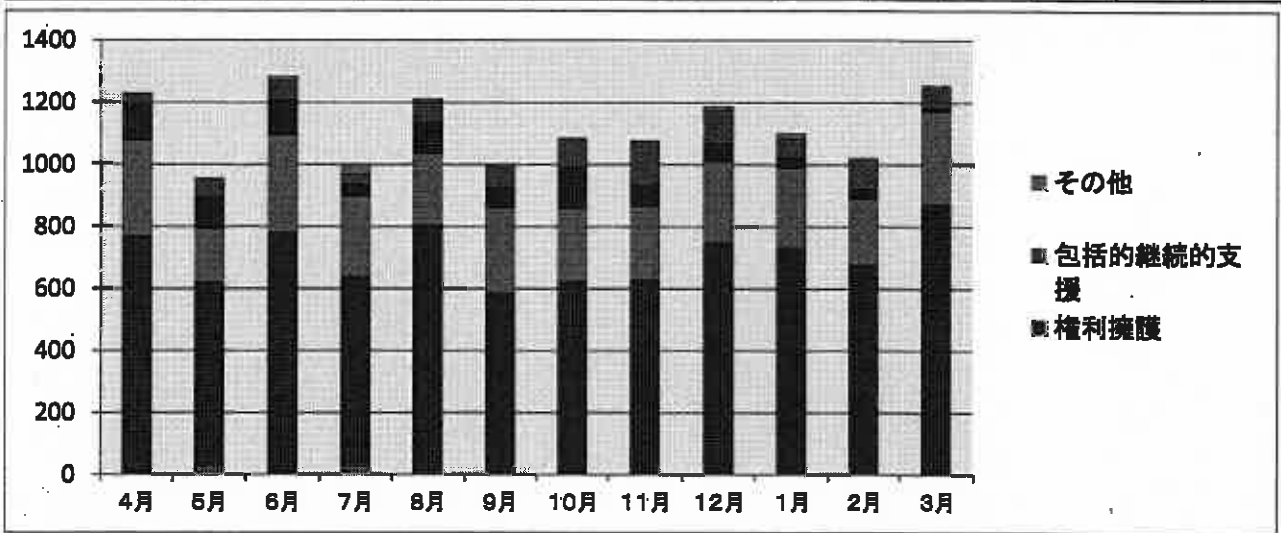
### ●連携及び参加状況

内 容	回 数	備 考
田村市支え合う地域づくりを考える協議体参加	10回	

令和3年度田村市地域包括支援センター実績

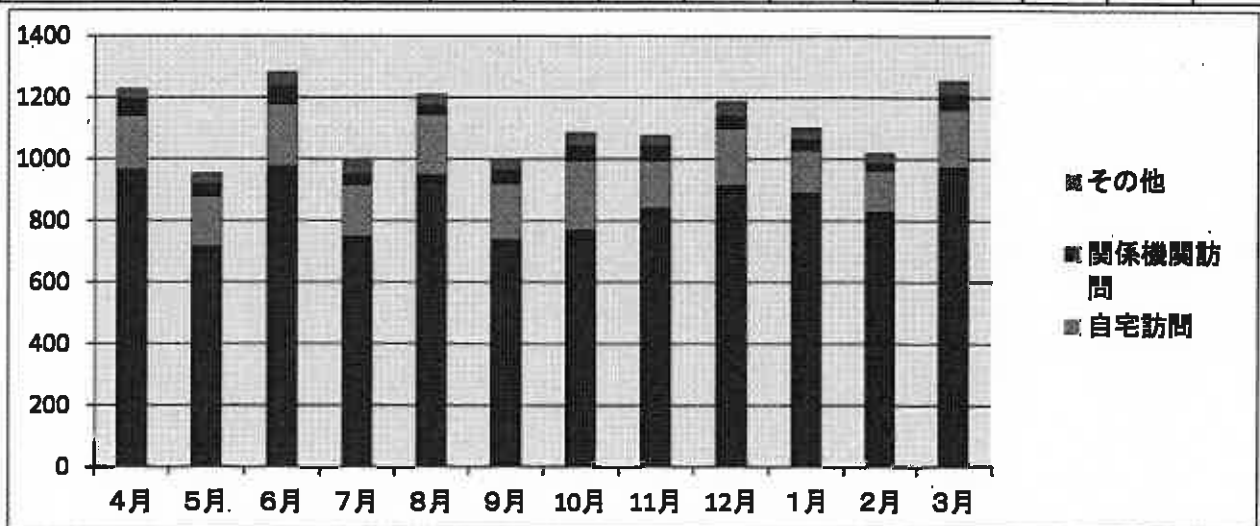
1. 令和3年度相談数報告(相談内容別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
介護予防支援業務	772	623	783	640	809	590	626	632	749	735	680	876	8515
総合相談	303	169	311	258	226	269	232	234	260	253	208	296	3019
権利擁護	118	104	113	37	101	66	136	71	60	36	33	11	886
包括的継続的支援	33	53	62	35	66	73	91	139	105	58	96	67	878
その他	4	7	15	33	10	4	1	2	14	20	4	6	120
計	1230	956	1284	1003	1212	1002	1086	1078	1188	1102	1021	1256	13418



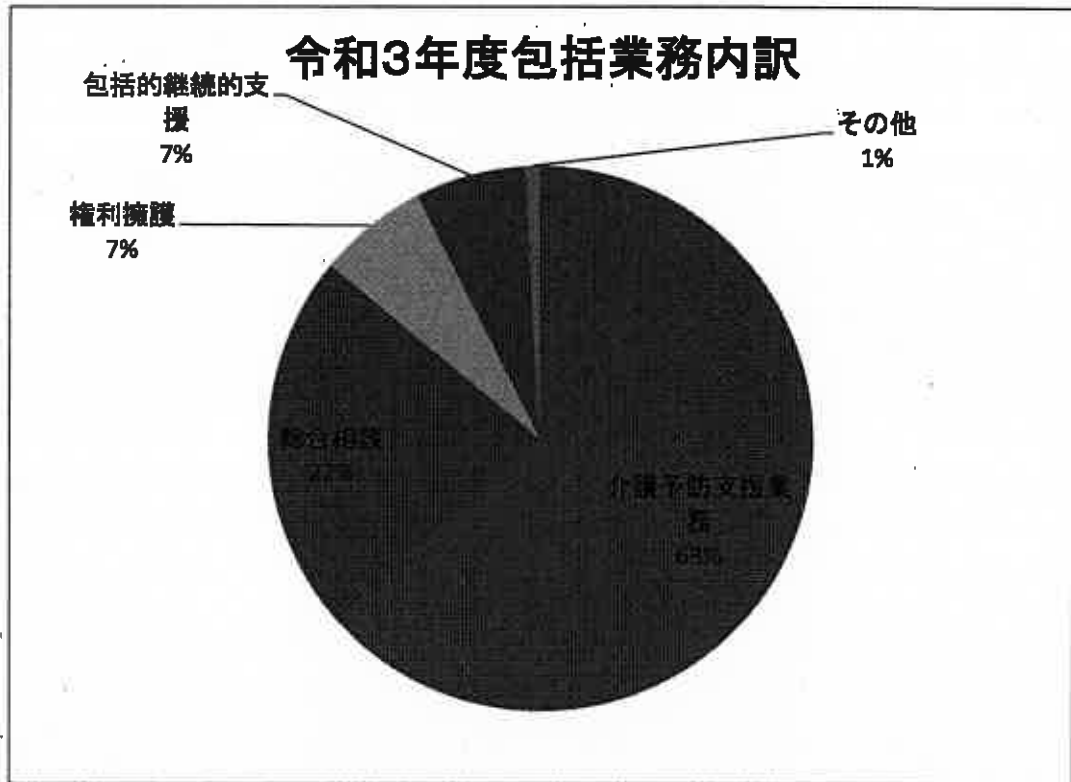
2. 令和3年度相談数報告(手段別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
電話	944	701	952	728	924	717	739	818	890	874	809	956	10052
来所	22	15	28	22	26	23	33	25	25	17	19	20	275
自宅訪問	173	161	198	167	195	179	223	151	184	136	132	184	2083
関係機関訪問	56	44	62	35	28	48	50	53	41	39	27	49	532
その他	35	35	44	51	39	35	41	31	48	36	34	47	476
計	1230	956	1284	1003	1212	1002	1086	1078	1188	1102	1021	1256	13418



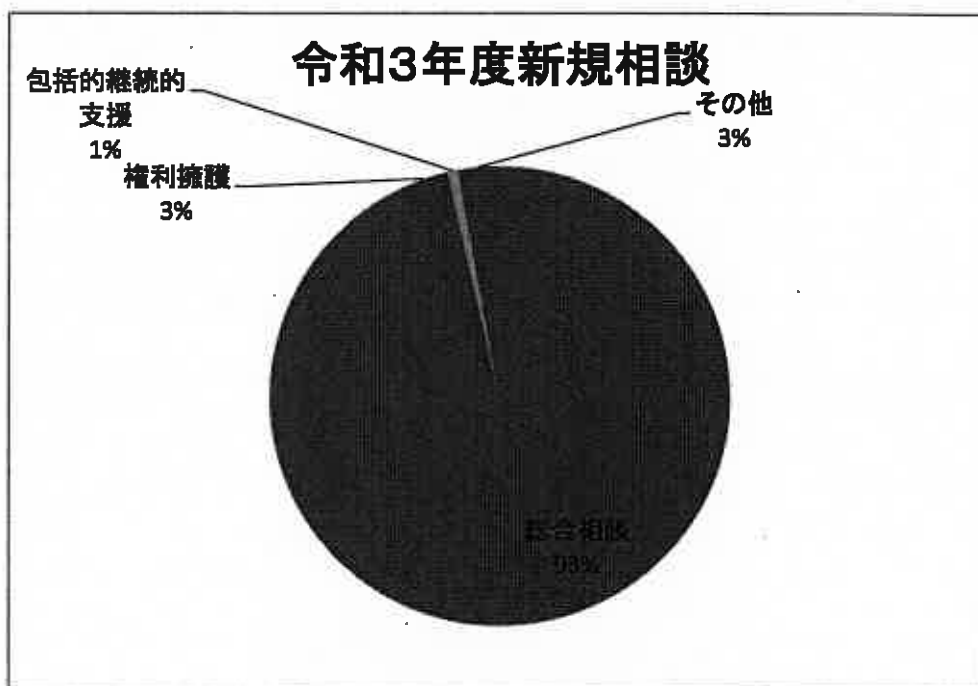


### 3. 令和3年度包括業務内訳



### 4. 令和3年度 新規相談

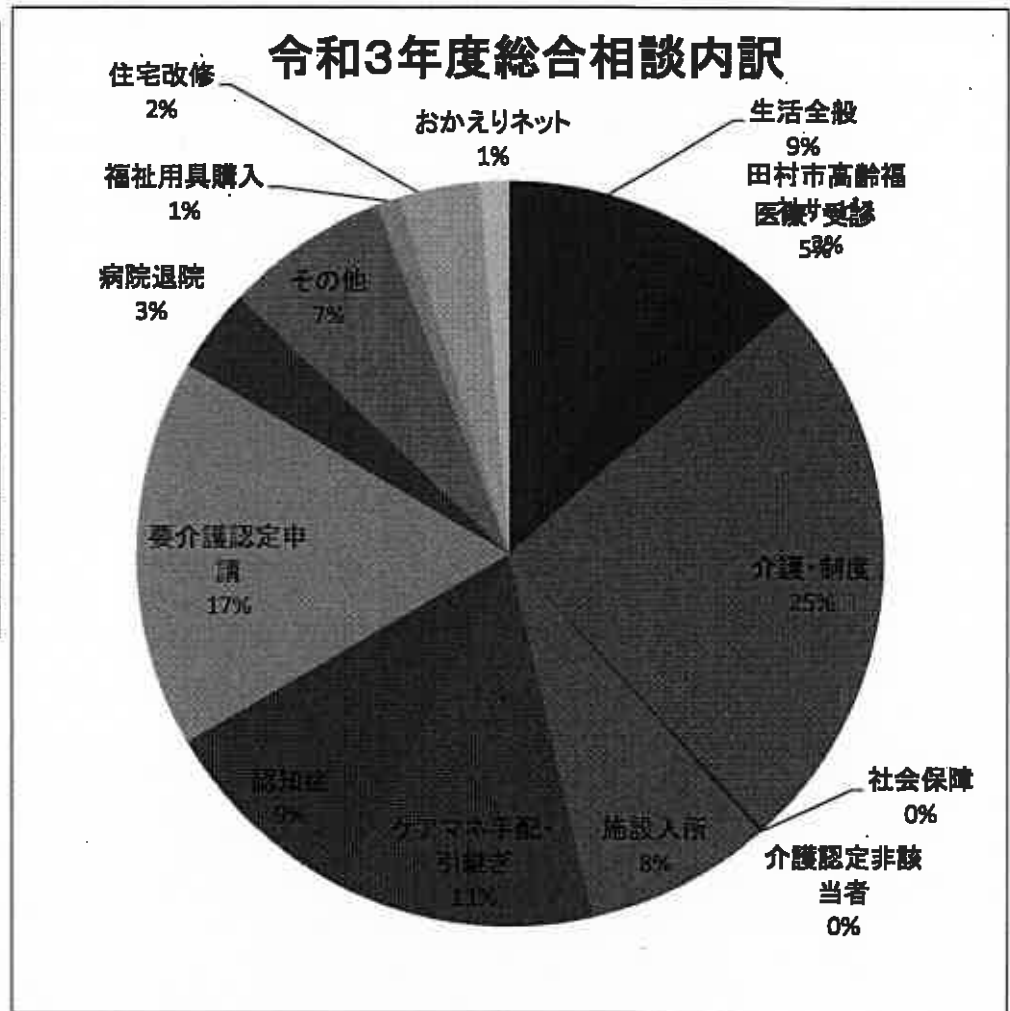
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総合相談	16	18	25	14	15	24	31	28	19	21	15	35	261
権利擁護	1	0	0	2	2	1	0	0	2	1	1	0	10
包括的継続的支援	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
その他	1	0	1	1	1	0	0	0	0	2	2	0	8
計	18	18	26	17	18	25	32	28	22	24	18	35	281



### 5. 令和3年度総合相談内訳(R3/4/1~R4/3/31)

※延べ件数

内容	件数
生活全般	262
医療・受診	143
介護・制度	748
社会保障	5
介護認定非該当者	0
施設入所	243
ケアマネ手配・引継ぎ	334
認知症	276
要介護認定申請	508
病院退院	110
その他	215
福祉用具購入	31
住宅改修	50
村市高齢福祉サセ	56
おかえりネット	38
合計	3019

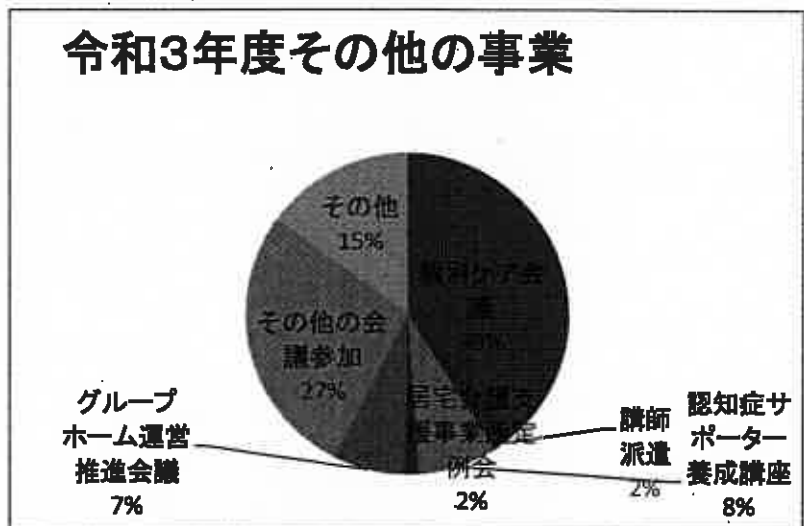


### 6. 令和3年度新規予防給付ケアプラン(R3/4/1~R4/3/31)

	滝根町	大越町	都路町	常葉町	船引町	その他	合計
介護予防支援給付費	3	6	4	5	25		43
ケアマネジメント費(介護支援費)	14	9	5	2	23	0	53
ケアマネジメント費(前事業対象)	2	3	0	0	3	0	8
計	19	18	9	7	51	0	104

### 7. 令和3年度その他の事業(R3/4/1~R4/3/31)

個別ケア会議	49
講師派遣	3
認知症サポーター養成講座	10
居宅介護支援事業所定例会	2
グループホーム運営推進会議	9
その他の会議参加	35
その他	19
計	126



## 1. 介護予防の推進 (一般介護予防事業)

## (1) 住民主体の通いの場 (運動サロン)

元気な高齢者の社会参加を促進するために、市民との協働による、地域で支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア等の協力を得ながら「住民主体の通いの場」(運動サロン等)を重点事業としています。

## ①住民主体の通いの場 (運動サロン) 立ち上げ支援

内容	回数	参加人数
イベント等による普及啓発	1	4

## ②住民主体の通いの場 (運動サロン) 継続支援

- ・運動サロングループ 72 グループ
- ・運動サロン参加人数 860 人
- ・実施回数 242 回
- ・参加人数 2,202 人

内容	体力測定	栄養指導	口腔指導	運動指導	聴覚指導
回数	52	31	33	68	7
人数	390	244	270	648	56
内容	摂食嚥下指導	交流支援	認知症サポーター養成講座	ボランティア講座	ACP 講座
回数	10	6	10	11	14
人数	86	168	132	97	111

※体力測定、栄養指導、口腔指導は「高齢者の保健事業と介護予防の一定の実施」による実績

※認知症サポーター養成講座は「認知症総合支援事業」による実績

※ボランティア講座は「生活支援体制整備事業」による実績

※ACP 講座は「在宅医療介護連携事業」による実績

## (2) フレイル予防教室の開催

住民主体の通いの場の活動をより介護予防に資するものとする、住民のセルフマネジメント能力の向上を図るため、「介護予防活動の記録等を管理するための媒体 (介護予防手帳)」を用いてフレイル予防教室を開催しました。

回数	参加人数
31	287

## (3) いきいき健康サポーターの養成・育成

住民同士が支え合うことができる地域づくりを住民との協働により推進するために、介護予防に関する普及啓発を行うボランティアの養成・育成を実施しました。

- ・いきいき健康サポーター 70 名

内容	回数	参加人数 (延)
いきいき健康サポーター養成講座	4	37
いきいき健康サポーター育成 (交流会)	6	168

(4) いきいき田村元気フェスティバル

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ、コロナ禍においても、運動サロンの継続利用や運営の支援などを目的に人数制限を設けて実施しました。フレイル予防の講話や体験コーナー、サロンの活動紹介、交流などを実施しました。

・参加人数 100名

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援に向けた介護予防の取り組みの機能強化のため、専門的見地からの助言を必要とする方の自宅等へ、リハビリ専門職を派遣し、対象者の有する能力を評価し、生活課題の改善に向けた助言を行いました。

内容	回数	訪問をした職種
一般介護予防事業に関する訪問	6回	理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師
通所型サービスC事業に関する訪問	16回	理学療法士等

2. 介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

平成28年3月より実施してきた訪問介護（従前の訪問介護相当）、通所介護（従前の通所介護相当）のほか、令和元年度より住民主体によるサービス（訪問型サービスB）、令和2年度より通所型サービスB、通所型短期集中予防サービスを実施しました。今年度より、訪問型サービスDのほか、住民主体サービスによる移動支援（買物付添支援）を開始しました。

①訪問型サービス

ア. 訪問型サービスB（住民主体による支援）

市の担い手養成講座「地域の支え合い応援講座」を受け、一定の知識を習得した者が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活（家事）援助のみを提供するサービス

No.	提供団体名	提供地区	サービス利用人数	サービス提供延回数	移動支援延回数
1	NPO 船引フォーラム	船引地区	4	119	15
2	ささえ愛・隣隣サポーター	田村市全域	6	131	0
3	NPO 法人サポートたむら	滝根・大越地区	3	153	0
4	隣隣サポーター・元気	都路地区	5	70	2
5	石崎ハッスルズ	船引町北区	0	0	0

イ. 訪問型サービスD（住民主体による支援）

市の担い手養成講座「地域の支え合い応援講座（安全運転講習を含む）」を受け、一定の知識と技能を習得した者が、利用者の自立支援の観点から、日常生活に必要な移動（送迎及び送迎前後の付添）支援を提供するサービス

No.	提供団体名	提供区域	サービス利用人数	サービス提供延回数
1	NPO 船引フォーラム	船引町内住民対象（船引町内及び三春病院まで）	6	38
2	NPO 法人サポートたむら	滝根町、大越町（買い物・通院は、市内及び小野町まで）	1	4

②通所型サービス

ア. 通所型サービスB

市の担い手養成講座「地域の支え合い活動応援講座」を受け、一定の知識を習得した者が、地域住民の交流の場づくりを行い、利用者の社会的孤立の防止や生きがいがいづくりとなる場と内容を提供するサービス

No.	提供団体名	提供地区	サービス利用人数	サービス提供延回数	移動支援延回数
1	NPO 船引フォーラム	船引町	3	108	70
2	NPO 法人サポートたむら	滝根・大越町	3	27	20
3	石崎ハッスルズ	船引町北区	2	48	48

イ. 通所型サービスC (短期集中予防サービス)

保健・医療の専門職が主体となって、日常生活に支障のある生活行為を改善するため、短期間（原則3か月）で集中的にサービスを提供するサービス

No.	実施施設	サービス利用人数		サービス提供延回数
		新規	延(※)	
1	リハビリセンターさくらの里	4	5	42
2	たむら市民病院	10	14	101

(※) 前年度からの継続者含む。

(2) 生活支援体制整備の充実

要支援者等軽度の高齢者については、IADL（手段的日常生活動作のこと。買物、家事、移動、洗濯など）の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後の多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を目指してきました。多様なサービスを創設し、サービスの充実や課題解決に向けた協議、サービス以外の地域活動等の資源収集を行いました。

①第1層協議体（市全域）

平成29年1月に設立。15名の委員、1名の生活支援コーディネーターで構成

No.	月 日	参加人数	内 容
1	4月26日（月）	9	委嘱状交付/今年度の目標・計画/担い手養成講座再編/移動支援ロゴマーク検討
2	5月27日（木）	8	年間の活動計画/移動支援ロゴマーク検討
3	6月24日（木）	8	総合事業弾力化（対象者）の検討/今年度の活動
4	7月26日（月）	8	生活支援コーディネーター養成研修(協議体研修合同開催)、動画視聴（県内事例）/意見交換
5	7月29日（木）	9	地域情報の共有/講座等結果報告
6	8月26日（木）	6	地域情報の共有/いきいき田村元気フェスティバルブース出展の検討
7	9月1日（水） 2日（木）	5	いきがい・助け合いサミット in 神奈川 オンライン参加 全体シンポジウム・34分科会中9分科会に参加
8	9月30日（木）	10	下期の協議体活動/地域情報の共有/移動支援ロゴマーク決定/フェスティバルブース出展の検討
9	10月10日（日）	5	いきいき田村元気フェスティバルブース出展 協議体活動・住民主体サービスの紹介/地域情報の収集
10	10月28日（木）	10	地域情報の共有/サミット・フェスティバル報告/住民主体型サービス補助金の取扱検討
11	11月25日（木）	5	地域情報の共有/市内支え合い活動見学の報告
12	12月23日（木）	—	中止
13	1月20日（木）	6	地域情報の共有・整理/住民主体サービスの実施状況・補助金改定の検討/市内支え合い活動紹介
14	2月28日（月）	11	地域情報の整理/今年度の振り返り/次年度計画/住民主体サービス補助金改正/講座等結果報告
15	3月24日（木）	11	地域情報の整理/3年間の振り返り/事業一部委託について

②第2層協議体（日常生活圏域ごと）

3地区（滝根、都路、常葉）の協議体が、地域の課題、住民の声を把握し住民主体の取り組みを実施。

●滝根地区（サポートライフ大滝根）の活動

活動目的：多様な主体との協働により、支え合いにより地域課題を解決する。

- ・定期的な会合により、会員間の交流促進と地域課題の問題意識の共有を図った。
- ・SNS等での情報発信、口コミによる仲間づくり。地域課題を探し出し、解決に向けて話し合う集いの機会づくり。
- ・誰もが気軽に立ち寄ることが出来る居場所づくりの実現に向けての話し合い。

●都路地区（都路を支えあう会）の活動

活動目的：地域で考え、みんなで助け合い安心して健康で暮らせる都路を目指す。

- ・月1回定例会の開催
- ・地域の役員との連携を強化した情報収集。個別訪問によるニーズ収集。
- ・出張サロンの開催（サロン立ち上げ）
- ・繋がりづくりのためのイベント実施（講演会、交流の場）

●常葉地区（支え合う地域を考える チームときわ）の活動

活動目的：地域の困りごとや課題を解決するために、地域住民や関係機関と一緒に支え合い活動を推進する。

- ・月2回町内の集会所で「出前街カフェ」の開催（お悩み相談、講話など）
- ・参加者からニーズ把握と問題解決の模索
- ・スタッフ等月1回定例会（参加者から得た情報の整理と問題解決に向けた取り組みの検討）

③地域の支え合い活動応援講座（会場：田村市役所・田村自動車教習所）

住民相互の助け合いによる生活支援を提供する担い手を養成する講座を開催しました。今年度は、20名が修了し、現在まで生活支援・居場所づくり活動向け講座では84名が、移動支援活動向け講座では34名が修了しました。

◇1回目

No.	開催日	参加人数	内容
1	7月12日（月）	9	基礎編① 介護保険制度・職務の理解/ボランティアの基礎/予防救急と応急処置
2	7月16日（金）	12	基礎編② 高齢者の特徴・介護予防/認知症の理解（市新採用職員参加）
3	7月28日（水）	12	応用編①（生活支援・居場所づくり向け） 安全管理/接遇マナーと守秘義務/コミュニケーション
4	9月8日（水）	10	応用編②（移動支援向け） 移動支援の目的と内容/高齢者送迎の知識と対応/移動サービスの運転に必要な知識と心構え/運転時のリスクへの備えと対応/運転実技・高齢者疑似体験

◇2回目

No.	開催日	参加人数	内容
1	1月26日(水)	8	基礎編① 介護保険制度・職務の理解/ボランティアの基礎/予防救急と応急処置
2	1月31日(月)	8	基礎編② 高齢者の特徴・介護予防/認知症の理解
3	2月7日(月)	8	応用編①(生活支援・居場所づくり向け) 安全管理/接遇マナーと守秘義務/コミュニケーション
4	1月28日(金)	4	応用編②(移動支援向け) 移動支援の目的と内容/高齢者送迎の知識と対応/移動サービスの運転で必要な知識と心構え/運転時のリスクへの備えと対応/運転実技・高齢者疑似体験

④住民主体サービス提供団体交流会(会場:田村市役所)

住民主体サービス提供団体の交流と資質向上、隣隣サポーター養成講座受講者の活動開始の機会づくりを目的とした交流会を開催しました。

No.	月日	参加人数	内容
1	7月9日(金)	15	研修会:星総合病院感染対策室 「基本的な感染予防～日常的な感染対策の疑問を解決します～」 情報交換会:班毎に活動紹介/意見交換
2	7月9日(金)	6	代表者意見交換:総合事業の弾力化について

⑤訪問型サービスD説明会(会場:田村市役所)

介護予防・日常生活支援総合事業における市独自基準の訪問型サービスD事業の創設に伴い、目的の確認及びサービス内容について周知を行いました。

No.	月日	参加人数	内容
1	5月7日(金)	14	事業の目的・内容/サービス提供の流れ/他住民主体サービスでの移動支援との違い

⑥田村市での取り組み状況の紹介・周知(会場:JA福島さくら田村地区本部、オンラインほか)

現在までの協議体・生活支援コーディネーターの取り組み、地域資源の活用の周知や住民主体サービス提供団体の紹介を行いました。

No.	月日	参加人数	内容
1	9月21日(火)	35	県中地域生活支援コーディネーター情報交換会 生活支援体制整備事業実践報告:田村市の支え合いの移動支援の取り組み紹介
2	10月11日(月)	20	田村市内居宅介護支援事業所研修会:地域資源の活用について



### ⑦市民啓発

地域資源の発掘と支え合う地域づくりの理解を図るため、互助等の啓発及び社会参加の効果やボランティアセンターの周知を目的に、運動サロン参加者へ講座を開催しました。

開催回数 (回)	参加者数 (人)
11	97

## 3. 認知症総合支援事業

### (1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進 認知症サポーター養成講座の実施

#### ①認知症サポーター養成講座

1人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただくための出前講座を実施しました。

・認知症サポーター 4,753人 (経年の人数)

年度	養成講座 (回)	受講者数 (人)
令和3年度	10	132

#### ②認知症カフェ開催の推進

認知症の人や家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いに理解しあう、認知症カフェの開催を支援しています。

実施主体	会場	備考
JA 福島さくら	は～とらいふ船引	毎月第3日曜日 13:30～15:30
社会福祉法人田村福祉会	特別養護老人ホーム ときわ荘	休止中
田村市地域包括支援センター	大越ふるさと館	毎月第1火曜日 13:30～15:30
憩いの場 たんぽぽ	マルタカ内	毎月第1日曜日 10:00～12:00

### (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

#### ①運動サロンの実施

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

・運動サロングループ数 72グループ (令和4年3月現在)

#### ②認知症初期集中支援チームの活動推進

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うチームを設置し、活動をおこなっています。

活動対象件数	20件
医療・介護につながった件数	9件
チーム員会議回数	0回

### ③認知症安心ガイドの作成

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。今年度は、内容の見直しを実施しました。

### ④認知症地域推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図っています。

## (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

### ①高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるように高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図っています。また、地域の方々へ田村市情報メール配信サービスに登録していただき、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう事業周知をしています。

・高齢者おかえり支援事業登録者人数 36人

### ②おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用でき、認知症の方と家族を支え見守る地域の意識が高まり認知症の理解を促進していくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施しました。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、運動サロン継続支援で実施)

年度	内容	回数	参加者数(人)
令和3年度	○認知症の対応や声かけの注意点について ○徘徊模擬訓練	6回	58人

### ③認知症高齢者個人賠償保険事業

高齢者おかえり支援事業に登録されている方で在宅生活をしている方が、日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡や後遺障害に対して保険金が支払われ、田村市が保険契約を行います。

・認知症高齢者個人賠償保険事業登録者 31人

### ④緊急情報カードの推奨

高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。「もしも・・・」のときに、かけつけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができます。

## 4. 自立支援型地域ケア会議の開催

高齢者の自立支援及び生活の質(QOL)の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供をするため、個別事例の課題検討及び地域課題の把握を目的とした多職種協働による地域ケア個別会議(自立支援型地域ケア会議)を開催しました。

開催回数(回)	検討事例数(延)
12	36事例

5. 在宅医療・介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目的に、市民啓発及び多職種連携研修を開催します。

①市民啓発

一般介護予防事業（運動サロン参加者）を対象に実施

開催回数（回）	参加者数（人）
14	111

②多職種連携研修

介護事業所職員を対象とした研修

月日	内 容	参加人数
3月18日（金）	認知症の方の対応について（事例検討）	20人

6. 成年後見制度利用促進事業

認知症等により、自分自身の権利を守ることが十分にできない方が安心して住み慣れた地域で暮らすために、成年後見制度に関する講演会を実施しました。（普及啓発）

月日	内 容	会 場	参加者数（人）
4月16日（金）	権利擁護に関する研修会 事例に基づいたケース会議	田村市役所 多目的ホール	12
12月7日（火）	成年後見制度研修会（施設従事者向け） 講師：福島県社会福祉協議会 社会福祉士 安達 弘和	田村市文化センター	36

7. 介護相談員派遣事業

介護サービス提供の場を訪問し、介護サービスを利用する方の話を聞き、利用者の疑問、不安等の解消及び介護事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

①相談員派遣 ※コロナ感染防止対策のため、施設訪問を中止しました。

相談員数（人）	訪問施設数	訪問回数（回）	相談者数（人）
4	0	0	0

②二者会議（相談員・事務局会議）

月 日	内 容
4月21日（水）	委嘱状交付、今年度の活動について
随時（三者会議開催時）	活動計画、意見交換など

③三者会議（相談員・事業所・事務局会議）

今年度は、施設訪問が中止となったため、定期的に 三者会議を開催しました。

月 日	内 容	参加人数
5月19日(水)	意見交換 特養老健① ・サービス提供の現場で抱える課題・悩みについて	12
6月23日(水)	意見交換 通所① ・サービス提供の現場で抱える課題・悩みについて	10
7月21日(水)	意見交換 GH① ・サービス提供の現場で抱える課題・悩みについて	8
8月18日(水)	意見交換 特養老健② ・利用者の喜び、生きる意欲の向上のために	8
9月15日(水) *中止	意見交換 通所② ・わが施設自慢！～利用者の意欲を引き出す工夫～	—
10月20日(水)	意見交換 GH② ・わが施設自慢！～利用者の意欲を引き出す工夫～	12
11月17日(水)	意見交換 特養老健③ ・わが施設のこれから～良いところと将来像～	8
12月16日(木) *中止	意見交換 通所③ ・わが施設のこれから～良いところと将来像～	—
1月13日(木)	全体研修「星総合病院どこでもメディカルセミナー」 「認知症の方との関わり方・認知症の方の対応事例」	16
2月17日(木) *中止	意見交換 特養老健④ ・利用者の想いの実現について	—

8. 配食サービス事業

一人暮らし高齢者世帯（高齢者のみの世帯も含む）等で調理が困難な方に対し、定期的にお弁当を配達するとともに、利用者の安否確認を行いました。

利用実人数（人）	提供回数（回）
43	4,322

9. 介護人材育成事業

①次代を担う介護職員交流事業

市内の介護サービス事業所に勤務する職員が、引き続き自信と意欲を持って働き続けられ、また、サービス向上を図るため交流会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止としました。

②介護職員初任者研修

年 度	受講人数	実施期間
平成30年度	14名	7月～10月
令和元年度	12名	8月～10月
令和2年度	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	
令和3年度	11名	12月～3月

③介護資格取得助成事業

介護職員の確保並びに就労している介護職員の資質の向上及び職場への定着を図るため、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の資格取得に係る費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付しました。

- ・介護職員初任者研修：60,000円
- ・介護福祉士実務者研修：100,000円

年度	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修
令和元年度	3名	4名
令和2年度	7名	9名
令和3年度	4名	4名

④保健・福祉施設従事者就職奨励金交付事業

市内の保健・福祉施設の人材確保及び市への定住促進を図るため、市内に定住し、市内で新たに保健・福祉施設へ就職する方へ就職奨励金を交付しました。

- ・奨励金額 6年経過時1,000,000円交付。(転入加算300,000円あり)

年度	認定者数	転入加算者数 (再掲)	職 種				
			介護福祉士	初任者研修修了者	社会福祉士	看護師	保育士
令和2年度	14	4	5	1	1	4	3
令和3年度	10	3	4	0	1	4	1

## ●田村市地域包括支援センターの運営について

受託事業所	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会	公益財団法人 星総合病院
名 称	田村市地域包括支援センター	田村市ふねひき 地域包括支援センター
所 在 地	大越町上大越	船引町小沢川代
営 業 日	月曜日から土曜日まで。 ただし、国民の祝日及び休日並びに12月29日から1月3日までを除く。	
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。	
開 設 時 期	—	令和4年10月
担 当 圏 域	滝根・大越・都路・常葉町 ただし、対象者の状況によりこの限りではない。	船引町 ただし、対象者の状況によりこの限りではない。
担当圏域の 高齢者人口 (R4.4.1現在)	6,025人	6,666人
職 員 体 制	10名 (令和5年度人員見直し)	6名
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援事業</li> <li>・総合相談支援業務</li> <li>・権利擁護業務</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・医療介護連携事業等</li> </ul>	
主 な 機 能 強 化 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者相談、支援の機能強化（高齢者虐待対応含む）</li> <li>・認知症対策の充実</li> <li>・地域ケア会議の充実</li> <li>・多様な日常生活上の支援体制の構築、充実等</li> </ul>	

## 令和4年度田村市地域包括支援センター事業計画 (案)

## I 事業計画基本視点

全国的に、少子高齢化が急速に進む中で、田村市においても単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者の増加が深刻な課題となってきた。介護や生活支援のニーズが高まる一方、その担い手となる介護の専門職だけで支えることが困難な状況となっており、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となっている。高齢者が尊厳を保ちながら、できる限り自立した生活をおくることができるように、「自助・互助・共助・公助」の考え方を踏まえ地域共生社会実現・総合相談体制整備を視野に入れ、田村市高齢福祉計画・第8期田村市介護保険事業計画に基づいた業務推進を行う。

## II 職員配置

職種	人数	備考
保健師	2	保健師1名、準ずるもの1名
社会福祉士	6	
主任介護支援専門員	2	

## III 活動計画

## 1. 包括的支援事業

## 1) 認知症総合支援事業【重点業務】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、新オレンジプランに基づき、認知症の状態にあわせた支援体制づくりを行う。

## (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発推進

- ① 認知症サポーター養成講座開催（運動サロンでの開催及び申し込みによる出前講座）
- ② 認知症サポーターステップアップ講座開催

## (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護の提供

- ① 認知症初期集中支援チーム員として活動（従事）
- ② 認知症地域支援推進員として活動（従事）
- ③ 田村市認知症安心ガイドの整備・普及

## (3) 若年性認知症の特性に合わせた相談対応

- ① 関係機関との連携により、社会参加支援等

【新規】② 若年性認知症のご本人・ご家族を対象とした集いの開催

#### (4) 認知症の人の介護者への支援

##### ①認知症カフェ開催

包括開催：大越町（大越ふるさと館 月1回）

##### ②他機関や地域住民が開催する認知症カフェ運営サポート

#### (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

##### ①高齢者おかえり支援事業

・普及活動（メール登録呼びかけ強化）、相談受付、登録業務実施

##### ②徘徊者への声かけ訓練実施（認知症セミナー） 船引町北部地域で開催

### 2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続して行くことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切な保健・医療・福祉サービス・制度の利用につなげる支援を行う。

#### (1) 地域包括支援センターの周知強化

##### ①田村市広報、社協広報へ包括案内掲載

##### ②関係窓口へ包括広報紙配布（各行政局・各出張所・医療機関・薬局）

##### ③地域の人への周知（運動サロン等での周知）

#### (2) 民生児童委員との連携強化

### 3) 権利擁護業務

認知症や精神疾患、身体的能力の低下等により、権利が侵害されている高齢者が、尊厳のある生活が続けられるように支援する。

#### (1) 高齢者虐待防止、早期発見に関する広報活動

・地域サロンや専門職会議の活用

#### (2) 高齢者虐待相談対応と個別ケア会議開催

#### (3) 成年後見制度に係るネットワーク中核機関運営と連絡会運営補助

#### (4) 消費者被害相談対応（田村市、県消費生活センターとの連携）

### 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、包括的・継続的なケアの体制構築を図る。また、地域における介護支援専門員のネットワーク構築への支援や支援困難事例等への指導・助言を行う。

#### (1) 介護支援専門員との定例会開催（年3回開催）

内容：田村市からの連絡事項、研修、交流等



- (2) 介護支援専門員対象の事例検討会
- (3) 田村市地域密着型運営推進会議に参加（各施設が2ヶ月に1回開催）  
グループホーム 9カ所 小規模多機能型 2カ所
- (4) 各町民生児童員定例会に参加
- (5) その他の講師依頼対応  
一人暮らし会食会、老人クラブ等

#### 5) 地域ケア会議推進事業

フォーマル・インフォーマルの多様な関係者が協同し、地域全体で支援していくしくみづくりや、ケアマネジャーのサポートを行う。又、個別ケア会議で検討された地域課題から、資源開発、政策形成につなげる。

- (1) 困難事例相談対応・困難事例個別ケア会議開催
- (2) 地域包括ケア推進担当者会議開催 年3回
- (3) 自立支援型ケア会議に参加（市開催 月1回）
- (4) 都路地区支援者連携会議に参加（市開催 月1回）

#### 6) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護が一体的・効果的に提供できるようなシステムが構築できるように、関係機関・各専門職との連携を図る。

- (1) 医療機関・薬局訪問による周知活動
- (2) 田村地方在宅医療・介護支援センターとの連携による相談対応
- (3) 田村地方医療介護連携協議会との連携
- (4) 医師会・歯科医師会・薬剤師会等研修会参加
- (5) 田村地区認知症対応薬局研修会参加

### 2. 第1号介護予防支援事業

#### 1) 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態となることをできるかぎり防ぐために、心身の状況や置かれている環境に応じて、目標指向型のケアマネジメントを実施する。

- (1) 介護予防支援  
要支援認定者で、予防給付のみ利用する場合  
要支援認定者で、予防給付と総合事業を利用する場合
- (2) 介護予防ケアマネジメントA  
要支援認定者・事業対象者で、①訪問型サービス（従前相当の訪問介護）・②通所型サービス（従前相当の通所介護）・③通所型サービスC（短期集中型予防サービス）のみを利用する場合、もしくは①～③のサービスとその他のサービスを併用する場合。

(3) 介護予防ケアマネジメント B

要支援認定者・事業対象者で訪問型サービス B (隣隣サポーター)・通所型サービス B (地域住民主体の通所型サービス)・訪問型サービス D (移動支援サービス)のみ利用する場合。

(4) 介護予防ケアマネジメント C

要支援認定者・事業対象者で、初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施した場合。(現在、一般介護予防事業のみ(通所型サービス終了後 3 カ月経過時に、モニタリングを実施した場合)

2) 地域介護予防活動支援

住民主体の集いの場(運動サロン)において、継続した介護予防ができるように相談支援を行う。

3) 生活支援体制整備事業

地域課題や個々のニーズに合わせた適切なサービスが包括的・効率的に提供されるしくみづくりを行う。(介護予防・日常生活総合支援事業の充実)

- (1) 田村市支え合う地域づくりを考える協議体に参加
- (2) 生活支援コーディネーターとの連携

## 令和 4 年度 田村市ふねひき地域包括支援センター（仮）事業計画（案）

## I 事業計画基本視点

全国的に、少子高齢化が急速に進む中で、田村市においても単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者の増加が深刻な課題となってきた。介護や生活支援のニーズが高まる一方、その担い手となる介護の専門職だけで支えることが困難な状況となっており、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となっている。高齢者が尊厳を保ちながら、できる限り自立した生活がおくれることができるように、「自助・互助・共助・公助」の考え方を踏まえ地域共生社会現実・総合相談体制整備を視野に入れ、田村市高齢福祉計画・第 8 期田村市介護保険事業計画に基づいた業務推進を行う。

## II 職員配置（6 名体制）

職 種	人 数	備 考
保健師		(2 名もしくは 3 名予定)
社会福祉士		(2 名もしくは 3 名予定)
主任介護支援専門員	1	

## III 担当地区

船引地区

## IV 活動計画

## 1. 包括的支援事業

## 1) 認知症総合支援事業【重点業務】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、新オレンジプランの基づき、認知症の状態にあわせた支援体制づくりを行う。

## (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発推進

- ① 認知症サポーター養成講座の実施等への参加し次年度に向けた調整を行う
- ② 認知症サポーターステップアップ講座参加し次年度に向けた調整を行う

## (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護の提供

- ① 認知症初期集中支援チーム員として活動参加し参加し次年度に向けた調整を行う
- ② 認知症地域支援推進委員として活動参加し次年度に向けた調整を行う
- ③ 田村市認知症安心ガイドの整備・普及

## (3) 若年性認知症の特性に合わせた相談対応

- ① 関係機関との連携により、社会参加支援等
- ② 若年性認知症ご本人・ご家族を対象とした集いの開催

#### (4) 認知症の人の介護者への支援

- ① 認知症カフェへの参加し次年度に向けた調整を行う
- ② 他機関や地域住民が開催する認知症カフェ運営サポートを行う

#### (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

- ① 高齢者おかえり支援事業
  - ・ 普及活動（メール登録呼びかけ強化）、相談受付、登録業務実施
- ② 徘徊者への声かけ訓練参加し次年度に向けた調整を行う

### 2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切な保健・医療・福祉サービス・制度の利用につなげる支援を行う。

#### (1) 地域包括支援センターの周知強化

- ① 田村市広報などへの包括案内掲載
- ② 関係窓口への包括広報活動(各行政局、各出張所、医療機関、薬局)
- ③ 地域包括支援センターの役割や機能について地域住民へ広く周知を行う

#### (2) 児童民生委員との連携強化

- ① 民生委員協議会を通じて実態把握を行う
- ② 個別ケースを通じ利用者支援を行う

#### (3) 継続的な支援、社会資源の活用

- ① 高齢者の実態把握を行い、必要に応じて継続的な支援を行う
- ② 総合的に相談を受け、必要に応じて、フォーマル、インフォーマル資源に繋げる

### 3) 権利擁護業務

認知症や精神疾患、身体的機能能力の低下により、権利が侵害せられている高齢者が、尊厳のある生活が続けられるように支援する。

#### (1) 高齢者虐待防止、早期発見に関する広報活動

- ・ 通いの場等で、高齢者虐待への適切な対応技術や防止・早期発見等の情報の発信

#### (2) 高齢者虐待相談対応と個別ケア会議開催

#### (3) 成年後見制度に係るネットワーク連絡会運営補助を田村市包括と一緒に参加し次年度に向けた調整を行う

#### (4) 消費者被害相談対応（田村市、県消費生活センターとの連携）

- ・ 通いの場等で、詐欺等消費者被害にあわない予防や、情報の発信を行う

#### 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、包括的・継続的なケアの体制構築を図る。また、地域における敬語支援専門員のネットワーク構築への支援や支援困難事例などへの指導・助言を行う。

- (1) 介護支援専門員との定例会開催に参加し次年度に向けた調整を行う  
内容：田村市からの連絡事項、研修、交流等
- (2) 介護支援専門員対象の事例検討会に参加し次年度に向けた調整を行う
- (3) 田村市地域密着型運営推進会議（船引地区）に参加し次年度に向けた調整を行う
- (4) 各町民生児童員定例会に参加し次年度に向けた調整を行う
- (5) その他の講師依頼対応（現在の田村市包括の協力いただいて）

#### 5) 地域ケア会議推進事業

フォーマル・インフォーマルの多様な関係者が協同し地域全体で支援していくしくみづくりや、ケアマネジャーのサポートを行う。又、個別ケア会議で検討された地域課題から、資源開発、政策形成につなげる。

- (1) 困難事例相談対応・困難事例個別ケア会議へ参加し次年度に向けた調整を行う
- (2) 地域包括ケア推進担当者会議へ参加し次年度に向けた調整を行う
- (3) 自立支援型ケア会議に参加し参加し次年度に向けた調整を行う

#### 6) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護が一体的・効果的に提供できるようなシステムが構築できるように、関係機関・各専門職との連携を図る

- (1) 医療機関・薬局訪問による周知活動
- (2) 田村地方在宅医療・介護支援センターとの連携による相談対応
- (3) 田村地方医療連携会議との連携
- (4) 医師会、歯科医師会、薬剤師会等研修会参加
- (5) 田村地区認知症対応薬局研修会等参加

#### 7) 次年度に向けて包括機能強化

- (1) 次年度に向けて研修会、予防教室、勉強会等の様々な開催の準備を進めていく
- (2) 田村市包括からの引き継と活動に合わせ参加し次年度に向けた調整を行う

## 2. 第1号介護予防支援事業

### 1) 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態となることをできるかぎり防ぐために、心身の状況や置かれている環境に応じて、目標指向型のケアマネジメントを実施する。

#### (1) 介護予防支援

要支援認定者で、予防給付のみ利用する場合

要支援者で、予防給付と総合事業を利用する場合

#### (2) 介護予防ケアマネジメントA

要支援認定者・事業対象者で、①訪問型サービス（従前相当の訪問介護）・②通所型サービス（従前相当の通所介護）・③通所型サービスC（短期集中型予防サービス）のみを利用する場合、もしくは①～③のサービスとその他のサービスを併用する場合

#### (3) 介護予防ケアマネジメントB

要支援認定者・事業対象者で訪問型サービスB（隣隣サポーター）・通所型サービスB（地域住民主体の通所サービス）・訪問型サービスD（移動支援サービス）のみを利用する場合

#### (4) 介護予防ケアマネジメントC

要支援認定者・事業対象者で、初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施した場合（現在、一般介護予防事業のみ（通所型サービス終了後3か月経過時に、モニタリングを実施した場合）

### 2) 地域介護予防活動支援

住民主体の集いの場（運動サロン）において、継続した介護予防ができるように相談支援を行う

### 3) 生活支援体制整備

地域課題や個々のニーズに合わせた適切なサービスが包括的・効率的に提供される仕組みづくりを行う。（介護予防・日常生活総合事業の充実）

(1) 田村市支え合う地域づくりを考える協議体に参加し次年度に向けた調整を行う

(2) 生活支援コーディネーターとの連携

令和 4 年度 地域支援事業計画 (案)

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年 (令和 7 年) は、65 歳以上の高齢者の 4 人に 1 人が介護を要するといわれています。また、認知症の高齢者も増えることが推測されます。

これらの課題を乗り越えるためには、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組み (地域包括ケアシステム) が必要となります。

そのためには、いつまでも元気に過ごせるよう介護予防の充実、住み慣れた地域でいつまでも過ごせるよう、介護予防・日常生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業の充実が重要となります。

本市においては、自立支援型地域ケア会議から得られた地域課題解決を目指し、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いの体制づくりを推進することで、田村市にあった独自サービスを創設し、様態にあったサービスを選択できるよう、効果的かつ効率的な支援体制の構築を目指します。

【田村市の現状】

- 団塊の世代が後期高齢となる令和 7 年 (2025 年) に 15 歳から 74 歳までの市民 3.3 人で 1 人の後期高齢者を支えることになる見込みです。
- 新規申請の主な理由は、「骨折・転倒」「関節疾患」「高齢による衰弱」の廃用症候群との関連が多くなっています。
- 75 歳以上の高齢者の増加に伴い、介護を必要とする人が増え、専門職の不足が懸念されます。
- 支援が必要な高齢者を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要です。

<人口推移>

年	人口	65 歳以上	75 歳以上
平成 30 年	37,460	12,346 (32.95%)	6,985 (18.64%)
令和 元年	36,792	12,467 (33.89%)	7,000 (19.03%)
令和 2 年	36,079	12,574 (34.85%)	6,961 (19.30%)
令和 3 年	35,124	12,649 (36.01%)	6,708 (19.10%)
令和 4 年	34,694	12,696 (36.59%)	6,610 (19.05%)

各年 4 月 1 日現在

<各圏域の状況>

行政区	人口	65 歳以上人口	75 歳以上人口	65 歳以上単身世帯
滝根	4,099	1,515 (36.96%)	788 (19.22%)	276 (18.30%)
大越	4,058	1,610 (39.67%)	870 (21.44%)	226 (15.73%)
都路	2,075	991 (47.76%)	522 (25.16%)	240 (27.33%)
常葉	4,981	1,914 (38.43%)	974 (19.55%)	312 (17.73%)
船引	19,481	6,666 (34.22%)	3,456 (17.74%)	1,188 (16.50%)
合計	34,694	12,696 (36.59%)	6,610 (19.05%)	2,242 (17.54%)

令和 4 年 4 月 1 日現在

<介護保険の状況>

①要支援・要介護認定者数の推移

年	高齢者人数	認定者数		認定率 (%) *第2号被保険者 数除く
		第1号被保険者数	第2号被保険者数	
平成30年	12,346	2,341	50	18.96
令和元年	12,467	2,410	57	19.33
令和2年	12,574	2,469	60	19.85
令和3年	12,649	2,534	58	20.03
令和4年	12,696	2,486	48	19.58

各年4月1日現在

②要介護度別認定者数の推移 (第1号被保険者のみ)

	事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成30年	70	178	279	468	399	386	333	298	2,411
令和元年	83	184	308	474	412	390	326	316	2,493
令和2年	64	182	293	486	403	431	373	301	2,533
令和3年	61	155	307	468	448	457	380	319	2,595
令和4年	58	165	288	499	406	443	389	296	2,486

各年4月1日現在

③要介護認定者 (1号被保険者) の有病状況 (令和3年度累計)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
糖尿病	29	60	81	68	68	54	38	398
心臓病	108	218	333	259	291	232	170	1,611
脳疾患	27	43	93	68	116	111	98	556
がん	22	39	44	40	45	22	17	229
精神疾患	34	77	202	161	211	178	129	992
筋・骨疾患	112	208	311	242	249	189	112	1,423
難病	4	12	11	11	11	11	13	73
その他	114	222	349	262	274	222	151	1,594
合計	450	879	1,424	1,111	1,265	1,019	728	6,876

出典：KDB「要介護（支援）者有病状況」



## 【今後の方針】

### ○介護予防の推進

元気な高齢者の社会参加を促進するために、地域での主体的な介護予防活動（住民主体の通いの場：運動サロン等）を推進します。

### ○介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備の充実

介護保険の基本理念のもと、自立した在宅生活が継続できるよう、住民主体の多様なサービスの充実を目指します。

### ○自立支援型地域ケア会議の開催

高齢者の QOL 向上のために、多職種協働による会議を開催し、個々の支援過程に焦点をあて、最も効果的なアプローチを検討するとともに、共通課題に対しての介護予防対策を検討します。

## 1. 一般介護予防事業

住民が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活し続けることができるよう、住民主体及び住民との協働の推進により、運動サロンを地域の介護予防の拠点として展開します。今年度より、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」を市民課で実施します。市民課と連携し、フレイル予防のための知識普及啓発に取り組みます。

### 1) 介護予防把握事業

保健師等の地域活動及び住民主体の通いの場から収集した情報等の活用により、支援を必要とする方を把握し介護予防活動につなげます。（通所 C サービスの活用など）

### 2) 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する運動、栄養、口腔等に係る知識、加えて住民同士の勧奨による介護予防活動の推進により、得られる社会的な効果について、広く普及啓発します。（いきいき田村元気フェスティバル、運動サロン等）

### 3) 地域介護予防活動支援事業

運動サロンの継続支援及びいきいき健康サポーターの養成・育成を通じて介護予防に資する運動・栄養・口腔等に係る知識の普及を図ります。

### 4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標達成状況を検証し、一般介護予防事業計画の評価を行います。

### 5) 地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援に向けた介護予防の取り組みの機能強化のため、専門的見地からの助言を必要とする方の自宅等へ、リハビリ専門職を派遣し、対象者の有する能力を評価し、生活課題の改善に向けた助言を行います。

## 2. 介護予防・生活支援サービス事業

住民主体によるサービスの更なる充実を目指し、田村市支え合う地域づくり協議体委員とともに事業内容及び体制等について検討いたします。

### \*サービス利用対象者

- ・要支援1、2と判定された方
- ・総合事業対象者（基本チェックリストにより、生活機能に低下がみられた方）
- ・要支援者等の時から継続して住民主体によるサービスを利用する要介護者（令和3年9月よりサービス利用の弾力化を実施）

### 1) 訪問型サービス

#### ①訪問型サービスB（住民主体による生活支援）

市の「担い手養成研修」を受け、一定の知識を習得した者が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活（家事）援助のみを提供するサービス。

#### ②訪問型サービスD（住民主体による移動支援）

市の「担い手養成研修」及び「安全運転講習」を受け、一定の知識を習得した者が移動支援（通院、買物、通いの場等）を提供するサービス。

### 2) 通所型サービス

#### ①通所型サービスB（住民主体による交流支援）

要支援者等の高齢者を中心とした住民へ、地域住民が主体となり運動や創作活動等を行う自主的な通いの場を定期的に提供するサービス。高齢者以外の幅広い世代の地域住民にも開放し、交流を促進します。

#### ②通所型サービスC（短期集中予防サービス）

リハビリ専門職が、筋力・バランス力・持久力などの評価を行い、個別プログラムにより、機能訓練を週1回、3か月間集中的に機能訓練等を行い、日常生活での困りごとが自分でできるように支援するサービス。

令和4年度から「3か月 体びんしゃん教室」の愛称で市民への周知を図ります。

## 3. 生活支援体制整備

要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後の多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を目指します。

\*IADL：買物、家事、外出などの手段的日常生活動作

### 1) 支え合う地域づくり協議体の設置

#### ①第1層協議体（市全域）

生活支援コーディネーター、協議体委員の活動から把握した地域資源の整理及び地域の課題を共有し、サービスの充実・創設について検討します。また、サービス団体と関係機関の意見交換会等を実施し、住民主体のサービス充実を図ります。

\*協議体：生活支援等サービスの提供主体が参画し、定期的な情報共有および連携強化の場として、中核となるネットワーク

\*生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくために、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

## ②第2層協議体（日常生活圏域ごと）

3地区（滝根、都路、常葉）では、地域の課題、住民の声を把握し、地域の取り組みについての検討を行っています。活動状況の把握及び課題解決に向けた取り組みの共有等を行い、活動が継続できるよう支援します。

また、第2層協議体としての活動団体がない地区においては、協議体発足を目指し、住民啓発や地域づくりについての勉強会などを実施します。

### 2) 地域の現状把握

住民主体によるサービスの活動状況及び課題の把握、自立支援型地域ケア会議、住民主体の通いの場及びその他地域の課題を把握し、課題解決の方策を検討します。

### 3) 生活支援体制整備事業における資源の開発

住民主体サービスを提供する担い手（隣隣サポーター）を増やす取り組み

- ・担い手養成講座「暮らしの助け合いはじめて講座」「安全運転講習会」を開催します。
- ・運動サロン参加者へ自助・互助・共助・公助の啓発及び社会参加による介護予防の効果についての講座を開催します。

### 4) 居場所（通所型サービスB）を増やす取り組み

地域のニーズに合ったサービス展開内容について、協議体等と協議し、機会を捉え、地域に働きかけを行います。

### 5) 地域を支え合う勉強会の開催

住民主体の活動及び協働の地域づくりの考え方の普及啓発のための勉強会を開催します。

## 4. 自立支援型地域ケア会議

高齢者の自立支援及び生活の質（QOL）の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供をするため、個別事例の課題検討を目的とした多職種協働による地域ケア個別会議を開催します。

会議を通し得られた地域課題については、生活支援体制整備事業と共有し、必要時、地域包括ケア推進担当者会議へ提言し、施策展開を検討します。

### ○対象となるケース

- ・新規サービス事業対象者及び要支援認定者
- ・通所型サービスC利用者
- ・上記対象者のうち、モニタリングが必要と認められた者
- ・その他

## 5. 認知症総合支援事業

### 1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

#### ①認知症サポーター養成講座の実施

認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただくための出前講座を実施します。1人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。（運動サロンや希望する団体へ実施）

## ②認知症サポーターステップアップ講座の実施

認知症サポーター養成講座を受講した方を対象とした講座で、さらなる知識向上や認知症の方を支えるための能力向上を目的に開催します。(年1回程度開催予定)

## 2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

### ①運動サロンの実施

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

### ②認知症初期集中支援チームの活動推進

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。

### ③認知症安心ガイドの作成

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。

### ④認知症地域推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域推進員を4名配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図ります。

## 3) 認知症の人の介護者への支援

### ○認知症カフェの開催

認知症の方、その家族が、地域の方々や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう認知症カフェの設置を推進します。また、認知症カフェが開催されていない地域での開催を目指し、関係団体へ立ち上げ支援を行います。

\* 4か所(船引・大越・滝根・都路)で実施。

## 4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

### ①高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなったりした際に、早期に発見できるよう、高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図ります。

また、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう、事業の周知に努めます。(田村市情報メール配信サービスの活用)

### ②徘徊者への声かけ訓練

認知症の方への接し方及び声かけのポイントを学び、実際に声かけ体験を行うことで認知症の方への理解促進を図ります。(地区を選定し実施)

### ③緊急情報カードの推奨

高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。かけつけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができるよう、カードの活用を推奨します。

## 6. 在宅医療・介護連携事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、医療機関及び介護事業所等の関係機関と連携し、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制の構築に努めます。

- 田村地方在宅医療・介護連携支援センター（田村医師会運営）との連携
- 介護事業所職員向け研修会の開催
- みらい（終活）ノートの発行（希望者に配布）
- 高齢者の多剤服用（ポリファーマシー）についての普及啓発（運動サロン等で実施）

## 7. 介護給付適正化事業

国保連合会給付実績情報と認定情報を突合し、給付の現状把握および不適切な可能性のある給付を抽出。居宅介護支援事業所へヒアリングシートを送付し給付状況の確認により、被保険者の状態にあったサービス提供を促し、給付の適正化を図ります。（年4回発送予定）

## 8. 成年後見制度利用促進事業

認知症等により、成年後見制度を利用することが有用であると認められる高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援（申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を補助）することにより、高齢者の権利擁護を図ります。

## 9. 介護相談員派遣事業

介護サービス提供の場を訪問し、介護サービスを利用する方の話を聞き、利用者の疑問、不安等の解消を図るとともに、介護事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

- 施設訪問による相談（新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施検討）
- 介護事業所職員との情報交換

## 10. 配食サービス事業（任意事業）

一人暮らし高齢者世帯（高齢者のみの世帯も含む）等で調理が困難な方に対し、定期的にお弁当を配達するとともに、利用者の安否確認を行います。

## 11. 介護人材育成事業

生産人口の減少に伴い、介護人材の不足が深刻化しています。介護人材確保に向けた取り組みを行います。

### 1) 次代を担う介護職員交流事業

市内の介護サービス事業所に勤務する職員が、引き続き自信と意欲を持って働き続けられるよう、交流会を開催します。（年1回）

### 2) 介護職員研修（初任者向け）

初任者の不安軽減（離職防止）と育成を目的に研修会を開催します。

3) 介護資格取得助成事業

介護職員の確保並びに就労している介護職員の資質向上及び職場への定着を図るため、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の資格取得にかかる費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。(介護職員初任者研修：予定人数10名、介護福祉士実務者研修：予定人数5名)

4) 保健・福祉施設従事者就職奨励金交付事業

市内の保健・福祉施設の人材確保及び市への定住促進を図るため、市内に定住し、市内で新たに保健・福祉施設へ就職する方へ就職奨励金を6年間に分けて交付します。

(奨励金額 6年経過時1,000,000円、転入加算300,000円)

5) 市内事業所職員を対象とした研修

地域包括ケアシステム構築に係る医療と介護の連携において、介護従事者のスキルアップと利用者のQOLの向上のため、市内事業所職員を対象とした研修を開催します。(新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施検討)

## 令和4年度介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者届出書（案）

介護保険法第115条の第3項及び115条の47第5項の規定に基づき、田村市ふねひき地域包括支援センター（仮）が委託する指定居宅介護支援事業者につきまして、下記の通り届け出いたします。

田村市長 白石 高司 様  
令和 4年10月 1日

公益財団法人 星総合病院  
理事長 星 北斗

## 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者名簿（案）

【委託期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日】

No	委託先事業所名	事業所所在地	運営法人
1	田村市船引在宅介護支援センター	田村市船引船引町引字源次郎131	社会福祉法人 田村福祉会
2	船引クリニック指定居宅介護支援事業所	田村市船引町船引字砂子田198	医療法人 徳山会
3	JA福島さくらたむらふれあいセンター	田村市船引町芦沢字霜田39番地1	福島さくら農業協同組合
4	居宅介護支援事業所さくら	田村市船引町船引字馬場41-2	医療法人 崇敬会
5	なごみの里ケアプランセンター	三春町大字熊耳字上荒井82-1	有限会社 和みの郷
6	居宅介護支援事業所よつば	三春町八島台7-5-17	医療法人 誠励会
7	居宅介護支援事業所さくら・おの	小野町大字小野新町字中通64-1	医療法人 誠励会
8	居宅介護支援事業所よつば・ひらた	平田村大字上蓮田字清水内18-2	医療法人 誠励会
9	居宅介護支援事業所あすか	小野町大字谷津作字池ノ平51-3	有限会社 しんしん
10	L-CUB介護支援センター三春	三春町大字山田字クルマツ15-2	株式会社 エヌジェイアイ
11	田村市居宅介護支援事業所	田村市大越町上大越字古川97	社会福祉法人田村市社会福祉協議会
12	指定居宅介護支援事業所さくら・たきね	田村市滝根町菅谷字太子堂153-25	医療法人 竜仁会
13	在宅看護センター 陽だまり 指定居宅介護支援事業所	三春町桜ヶ丘3丁目4番地9	一般社団法人 陽だまり